主

原判決中被告人等に関する部分を破棄する。

被告人Aを懲役五月に、

被告人Bを懲役四月に処する。

但し、被告人両名に対し本裁判確定の日から三年間右各刑の執行を猶予

する。

被告人Bから金一万七千円を追徴する。 当審における訴訟費用は全部被告人両名の連帯負担とする。

由

本件控訴趣意は、弁護人佐藤邦雄名義の控訴趣意書の記載と同じであるから、これを引用する。

控訴趣意第一点(審判の請求を受けない事件について判決をし、または審理不尽の違法の主張)について。

控訴趣意第二点(事実誤認の主張)について、

職権をもつて調査するに、

原判決は被告人Bに関する原判示第二の(二)の(3)において、同被告 人が昭和三八年八月二日頃Gに対し現金三千円を供与した事実を認定しているが、 その供与の趣旨は、原判示選挙に立候補した被告人Aのための選挙運動を依頼し、 前記趣旨のもとに供与したとあるので、原判示第二の(二)の(1)にあるように 投票並びに投票取りまとめ等の選挙運動の報酬として供与したもの、すなわちいわ ゆる事前供与の事実を掲げたものとしか解されない。しかしながら、原判決が証拠 にあげた被告人Bの検察官に対する昭和三八年八月一六日付供述調書と原審相被告 人Gの検察官に対する昭和三八年八月一五日付供述調書(六枚綴りのもの)によれ ば、被告人BはGがA候補を当選さぜるため一生懸命選挙運動に従事したので、そ のお礼の趣旨で、選挙期日の前日に三千円を供与し、Gも右趣旨を知つてこれを受 けたもの、すなわちいわゆる事後供与の事実が認められ、さらに原判決が証拠にあ げた被告人等の原審公判廷における供述にしても、原判示第二の(二)の(3)の 事実に対応する被告人Bに対する昭和三八年八月二七日付起訴状記載の公訴事実第)の(3)および原審相被告人Gに対する起訴状記載の公訴事実はいずれ も事後供与の事実が掲げられ、被告人BおよびGは原審公判廷で右公訴事実はいずれもその通り相違ない旨述べていることが明らかであつて、いわゆる事前供与の事 実を認むべき証拠は存しない。また原判決は右事実に対する法令の適用において も、公職選挙法二二一条一項三号、三項を掲げ、いわゆる事後供与の罰則を適用し ている。してみれば、原判決は罪となるべき事実と証拠、さらに法令の適用との間 に理由にくいちがいがあるものというべきであるから、原判決中被告人Bに関する

この部分は破棄を免れない。 〈要旨〉二、公職選挙法二二一条三頂にいう「公職の候補者」とは、同法の規定にもとづく正式の立候補届出または推薦〈/要旨〉届出により候補者としての地位をるをこれるに至った者をいい、未だ正式の届出をしない、いわゆる「立候補しようとするに至った者をいいものと解すべく(昭和三五年二月二三日最高裁判所第三小法補者」の場合との刑の権衡からして(昭和三五年二月二三日最高裁判所第三小法補者」の場合との刑の権衡からして(候補者は右の立候補届出または推薦届出は推薦者」の場合との刑の権衡からして(候補者の正式の立候補届出または推薦届出以後において、当該選挙運動を実質的に総括主宰したる。にの判決は補意は以後において、当該選挙運動を実質的に総括主宰したる。にの判決は補前の響応接待の所為に対し、いずれも公職選挙法二二一条三項にいう「公職のは前の響応接待の所為に対し、いずれも公職選挙法二二一条三項にいう「公職のに対し、いずれも公職選挙法二二一条三項にいう「公職のに対し、には「立候補をしようとする特定人」を、また「選挙運動を総括主をものに、は、候補者の立候補の正式届出以前における総括主宰者を含まれると解とが明らかであるから、原判決中被告人A、同Bに関するこの部分はいずれも破棄を免れない。

原判決は、被告人Aに関する右原判示第一の(一)の罪とその余の同二の(1)、(2)の各罪、また被告人Bに関する右原判示第二の(二)の(3)、および第二の(一)の各罪とその余の第二の(二)の(1)、(2)の各罪とを、各併合罪の関係にあるものとして、それぞれ一個の刑をもつて処断しているので、原判決中被告人A、同Bに関する部分はいずれもその全部について破棄すべきものであるから、控訴趣意中被告人等の量刑不当の主張に対する判断は後記自判の際自ら示されるのでこれを省略し、被告人Aについては刑訴法三九二条二項、三九七条一項、三八〇条により、被告人Bについては同法三九二条二項、三九七条一項、三八八条四号、三八〇条により、原判決中被告人等に関する部分を破棄し、同法四〇条但書により当裁判所においてつぎのとおり判決する。

(当裁判所の認めた被告人Bに対する罪となるべき事実)

被告人Bは、昭和三八年八月二日頃岩手県江刺市ab番地H方A候補の選挙事務所で、同候補者の選挙運動者Gに対し、同人が同候補者に当選を得しめるため投票取りまとめ等の選挙運動をしたことの報酬とする目的で現金三千円を供与したものである。

(同証拠の標目)

- 一、 被告人Bの原審公判廷における供述記載
- 一、 被告人Bの検察官に対する昭和三八年八月一六日付供述調書
- 一、 Gの検察官に対する昭和三八年八月一五日付(六枚綴りのもの)供述調書

(法令の適用)

被告人Aにつき原判決の確定した事実を法律に照らすと、同被告人の原判示所為中原判示第一の(一)の立候補届出前の選挙運動の点は公職選挙法一二九条、二九条一号、罰金等臨時措置法二条、刑法六〇条に、原判示第一の(二)の(2)の点は公職選挙法二二一条三項、一項一号、罰金等臨時措置法二条、刑法六〇条に、原判示第一の(二)の(2)の点につきさらに刑法六〇条を適用)に各該当は(原判示第一の(二)の(2)の点につきさらに刑法六〇条を適用)に各該当本の行為にして数個の罪名にふれる場合であるから刑法五四条一項前段、一〇条によりの行為にして数個の罪名にふれる場合であるから刑法五四条一項前段、一〇条により重い饗応接待の罪の刑に従い、以上は同法四五条前段の併合罪であるから所知の行為にして数個の罪名にふれる場合であるから刑法五四条一項前段、一〇条により同法の形に送回と表本文、一〇条により最も重い原判示第一のでは、1)の罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内で同被告人を懲役五月に処し、情状により同法二五条一項一号を適用し、本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予することとする。

なお当審における訴訟費用は刑訴法一八一条一項本文、一八二条により全部被告 人両名に連帯してこれを負担させることとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤寿郎 判事 小嶋弥作 判事 杉本正雄)

(弁護人佐藤邦雄の控訴趣意は省略する。)